

富士見市協働事業提案制度アイデア提案登録要領

1 趣旨

この要領は、富士見市協働事業提案制度実施要綱（以下「実施要綱」という）第 8 条（アイデア提案の登録等）の規定に基づくアイデア提案の登録等に必要事項を定めるものとする。

2 登録申込書及び提案書の精査

アイデア提案は、実施要綱第 4 条（協働事業の要件）の規定に基づく協働事業の要件を満たす内容のものとする。

3 アイデア提案の登録

ア 協働推進課は、提案されたアイデアの登録の可否について、富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会に諮るものとする。

イ 協働推進課は、アイデア提案の登録の可否について提案者へ通知するものとする。

ウ アイデア提案の登録期間は、原則 1 年とする。ただし、提案者が登録の継続を希望する時は、再登録を妨げないものとし、最長 3 年までとする。

エ 協働推進課は、登録されたアイデア提案を別表 1 に定める日程で、市ホームページ等に掲載するものとする。

オ 協働推進課は、登録されたアイデア提案について、市民から事業化に関する問い合わせ等があった時は、提案者へ情報の提供を行うものとする。

別表 1

アイデア提案申込受付期間	市ホームページ等に掲載
4 月～9 月	1 0 月
1 0 月～3 月	4 月